



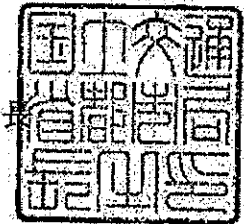
23 農振第 1725 号
 国都公景第 66 号
 平成 23 年 11 月 1 日

新潟県知事 殿

農林水産省農村振興局長



国土交通省都市局長



農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 11 条
 の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の制定についての
 一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行に伴い、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 11 条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令（平成 19 年農林水産省・国土交通省令第 1 号）が改正されたことから、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 11 条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の制定について（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 農振第 818 号・国都公緑第 99 号 農林水産省農村振興局長・国土交通省都市・地域整備局長通知）を別添新旧対照表のとおり一部改正したので、御留意願いたい。

また、都道府県知事におかれては、この旨貴管内市町村（政令指定都市を除く。）の長に周知願いたい。

